最終更新日：2021年3月25日

株式会社ベルパーク
代表取締役社長　西川　猛
問合せ先：取締役管理本部長　石川　洋　TEL：03-3288-5211
証券コード：9441
https://www.bellpark.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応でき、経営の透明性が確保される経営管理体制を構築することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役会を重要事項の意思決定及び業務執行状況の監督を行う機関と位置付け、迅速な意思決定を推進してまいります。また、経営の透明性の確保については、コンプライアンス及びリスク管理体制の強化並びに適時開示の徹底等に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社日本ビジネス開発	1,751,800	27.31
西川　猛	1,443,900	22.51
光通信株式会社	841,400	13.12
株式会社UH Partners 3	634,800	9.90
株式会社UH Partners 2	634,800	9.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	484,400	7.55
ソフトバンク株式会社	238,500	3.72
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	33,700	0.53
パーソルマーケティング株式会社	15,900	0.25
ベルパーク従業員持株会	15,200	0.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記【大株主の状況】の「所有株式数」は、2020年12月31日現在の株式数であります。
・上記【大株主の状況】の「割合」は、発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する所有株式数の割合であります。
・当社は、自己株式を318,997株保有しておりますが、上記【大株主の状況】からは除外しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高須 武男	他の会社の出身者											
秋田 芳樹	他の会社の出身者											
大西 利佳子	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高須 武男	○	―――	上場会社の経営者として経営全般にわたる豊富な経験と知見を有しております。この経験等をもとに、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

秋田 芳樹	○	―――	公認会計士やコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験と知見を有しております。この経験等をもとに、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
大西 利佳子	○	―――	金融機関での業務経験や人材紹介会社代表取締役としての豊富な経験と知見を有しております。この経験等をもとに、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社コトラと当社との間には、過去に人材紹介に関する契約に基づく取引がありましたが、その取引の金額はごく小さなもので、一般的な取引条件と同様に決定しておりました。なお、現在においては、同社との取引関係はありません。従って、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査の監査方法及び監査結果等について定期的に報告を受け、また必要に応じて随時情報交換することで相互に連携を図っております。
監査役と監査部は、必要に応じて随時情報交換することで相互に連携を図っております。また、常勤監査役が監査部から内部監査報告を受けることにより、監査役監査の充実に努めております。
監査部と会計監査人は、監査部の実施した内部監査結果等について、情報交換及び意見交換することで緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
敦谷 敬一	他の会社の出身者													
山川 隆久	弁護士										○			
佐藤　誠	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
敦谷 敬一	○	―――	会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関勤務を通して培った豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験を当社の監査に活かしていただけることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
山川 隆久	○	―――	弁護士として培ってきた法的な専門知識と経験を有しており、その知識と経験を当社の監査に活かしていただけることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社の法律顧問であり、当社より弁護士報酬を支払っておりますが、一般的な取引条件と同様に決定しております。従って、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
佐藤　誠	○	―――	他の会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験と見識を当社の監査に活かしていただけることを期待し、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準並びに当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
なお、当社が定める社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

≪社外役員の独立性に関する基準≫
当社の社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）、又は社外役員候補者が以下のいずれにも該当しない場合には、独立性を有しているものと判断いたします。
(1) 当社の現在の主要株主、又は当該主要株主、その親会社若しくは重要な子会社の取締役等
(2) 当社が現在主要株主である会社の取締役等
(3) 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者
(4) 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(5) 当社の主要な取引先である者
(6) 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(7) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
(8) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
(9) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、その親会社若しくは子会社の取締役等
(10) 現在当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パート

ナー又は従業員である者
(11) 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
(12) 当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
(13) 上記(1)、(2)、(9)に過去5年間において該当していた者
(14) 上記(3)ー(8)、(10)に過去3年間において該当していた者
(15) 上記(1)ー(14)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

≪注≫
1．(1)及び(2)において、主要株主とは、10%以上の議決権を保有する株主をいう。
2．(1)、(2)及び(9)において、取締役等とは、取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。
3．(3)及び(4)において、「当社グループを主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者(又は会社)」をいう。
4．(5)及び(6)において、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
5．(7)、(8)及び(11)において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
6．(12)において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人等の総売上高の2%以上又は3,000万円のいずれか高い方」であることをいう。

以上

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の報酬を取締役会で決定しております。取締役の報酬は、業務執行取締役、社外取締役ともに固定報酬のみとし、現時点では短期又は中長期の業績と直接連動するインセンティブ報酬及び株式又は新株予約権による報酬は採用しておりません。
業務執行取締役の固定報酬は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。
社外取締役の個人別の固定報酬は、当該取締役の職務の内容及び上場会社一般の水準を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

ーーー

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額については開示しており、2020年12月期に取締役及び監査役に支払った役員報酬の額は、以下のとおりであります。

取締役 7名 62,400千円(うち社外取締役3名 14,400千円)
監査役 3名 17,400千円(すべて社外監査役)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬を取締役会で決定しております。取締役の報酬は、業務執行取締役、社外取締役ともに固定報酬のみとし、現時点では短期又は中長期の業績と直接連動するインセンティブ報酬及び株式又は新株予約権による報酬は採用しておりません。
業務執行取締役の固定報酬は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。
社外取締役の個人別の固定報酬は、当該取締役の職務の内容及び上場会社一般の水準を考慮して決定しております。
監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬のみとしております。
上記に係る役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。
1997年3月25日開催の第4回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額80,000千円以内(決議当時の員数3名)、監査役の報酬限度額を年額20,000千円以内(決議当時の員数1名)としてそれぞれ決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役又は社外監査役を補佐する担当部署又は担当者を定めておりませんが、社外取締役又は社外監査役から、業務執行状況や会議日程等の問合せ、議事録・稟議書の閲覧その他監査の要請等があった場合には、その都度、社内取締役、管理本部又は必要に応じて関係部署が対応することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――――	――――	――――	――――	――――	――――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社には該当者はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会設置会社、監査役会設置会社であります。

（1）取締役会及び取締役

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催しております。提出日現在、当社の取締役会は3名の独立社外取締役を含めた8名の取締役（代表取締役社長 西川猛（議長）、古川等、石川洋、尾登知範、西川健土、髙須武男（独立社外取締役）、秋田芳樹（独立社外取締役）、大西利佳子（独立社外取締役））により構成され、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。
当社では、取締役会における決議事項を「取締役会規程」に定めており、法令及び定款で定められた事項のほか、経営戦略に関する事項、事業計画に関する事項、株式に関する事項、コンプライアンスに関する事項、重要な財産の処分及び譲受けに関する事項、その他株主総会の決議により授権された事項等を取締役会の決議事項としております。

2020年12月期における取締役会の活動状況につきましては、取締役会を全11回開催し、上記の決議事項の決議のほか、月次業績の報告及び子会社の事業の状況についての報告を通じて事業の進捗状況を確認し、また、当社のコーポレートガバナンスへの取組みについての討議を実施いたしました。

各取締役（2021年3月24日に就任した者を除く。）の取締役会への出席状況は以下に記載のとおりです。

＜出席状況＞

①代表取締役　西川　猛　　11/11回（100%）
②　　取締役　古川　等　　11/11回（100%）
③　　取締役　石川　洋　　11/11回（100%）
④　　取締役　尾登　知範　11/11回（100%）
⑤社外取締役　髙須　武男　11/11回（100%）
⑥社外取締役　秋田　芳樹　11/11回（100%）
⑦社外取締役　大西　利佳子 11/11回（100%）

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

（2）監査役会及び監査役

提出日現在、当社の監査役会は1名の常勤監査役を含む3名の独立社外監査役（常勤監査役 敦谷敬一（議長）、山川隆久、佐藤誠）により構成されております。3名の監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べるほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、常勤監査役は重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人の実地棚卸立会い、業務執行取締役との定期的な面談、並びに会計監査結果報告及び内部監査結果の確認等により業務執行状況を把握し、監査役監査を実施しております。なお、会計監査人及び内部監査を担当する監査部と密接な連携を図ることにより、監査機能の強化を図っております。

2020年12月期における各監査役の監査役会への出席状況は以下に記載のとおりです。

＜出席状況＞

①社外監査役　敦谷　敬一　11/11回（100%）
②社外監査役　山川　隆久　11/11回（100%）
③社外監査役　佐藤　誠　　11/11回（100%）

（3）幹部会議

当社では、代表取締役を含む常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員で構成する幹部会議における報告・討議等に基づき、それぞれ業務を執行しております。幹部会議は、原則として毎月開催し、その事務局は経営企画部が担当しております。ただし、重要事項については、取締役会に報告・付議し、その審議を経て業務を執行することとしており、取締役会が業務執行状況の監督をしております。

（4）コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会

当社は、経営に重要な影響を与えるコンプライアンス及びリスク管理上の問題を検討し解決するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス及びリスク管理に関する委員会を設置しております。同委員会は当社のコンプライアンス規程及びリスク管理規程に定められた指針に準拠した適切な対応策を協議のうえ、取締役会への提言・報告を行っております。

（5）監査部

当社は、内部監査部門として、監査部を設置しており、内部監査担当の人員は8名であります。監査部は年間監査計画に従って内部監査を実施し、監査役及び会計監査人と相互に連携を図っております。

(6) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同法人が監査を実施しています。2020年12月期において監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員　池田敬二氏、川村英紀氏であり、監査業務に係る補助者は、同法人の監査計画に基づき、公認会計士4名及びその他4名で構成されております。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しており、その経営監視機能を補完するために独立社外取締役複数名を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主様が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるように、株主総会招集通知の早期発送に務めております。 なお、2020年12月期の株主総会招集通知は、法定期日より1週間以上前（株主総会開催日の3週間以上前）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主様が株主総会に出席できるように、株主総会開催日はいわゆる株主総会集中日を避けて設定するよう努めております。 なお、2020年12月期の株主総会は、2021年3月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を高めるために、パソコン、スマートフォン及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
その他	当社は、株主様が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるように、招集通知発送前に東京証券取引所への開示並びに当社ホームページ（URL：https://www.bellpark.co.jp/ir.html）への掲載を行っております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ（URL：https://www.bellpark.co.jp/ir/ _ 1292.html）に「ディスクロージャー・ポリシー」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	直近1年間に開催いたしました説明会は、2020年8月6日開催の2020年12月期第2四半期決算説明会（出席役員：代表取締役社長 西川 猛・取締役営業本部長 古川 等・取締役管理本部長 石川 洋・取締役営業本部副本部長 尾登 知範、説明内容：新型コロナウイルス感染症拡大の影響・2020年上期決算ハイライト・通期計画・株主還元など、参加者の属性・数：アナリスト5名・ファンドマネージャー2名・証券会社営業1名・業界紙等記者3名・IR会社等5名・銀行関係者2名・その他1名・計19名）であります。、並びに2021年2月12日開催の2020年12月期決算説明会（出席役員：代表取締役社長 西川 猛・取締役営業本部長 古川 等・取締役管理本部長 石川 洋・取締役営業本部副本部長 尾登 知範、経営企画部長 吉澤 正弥　説明内容：2020年決算ハイライト・事業環境見通し・当社取り組み・2021年計画・株主還元など、参加者の属性・数：アナリスト12名・ファンドマネージャー1名・証券会社営業4名・業界紙等記者3名・IR会社等4名・銀行関係者2名・計26名）であります。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止を第一とし、オンライン形式で実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券（四半期）報告書、招集通知、決議通知、ビジネスレポート、及び決算説明会資料等を、当社ホームページ（URL：https://www.bellpark.co.jp/ir.html）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「バリュー」及び「コンプライアンスコード」において、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、当社のバリューの一つである「私たちは、お客様や従業員、取引先、株主および地域社会などのステークホルダーとの相互繁栄に取り組み続けます。」に基づき、持続可能な社会の実現に向けて「環境負荷の低減」、「事業活動を通じた社会貢献」、「ダイバーシティ・ワークライフバランス」、「組織統治」への取り組みを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ディスクロージャー・ポリシー」及び「情報開示規程」を定め、公平かつ適時・適切な情報提供について定めております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組等について＞ ■女性管理職の育成 当社従業員全体に占める女性の割合は48.4%（2020年12月末時点）であり、当社が今後も成長を続けるためには女性の活躍が必要不可欠であると認識しております。採用や昇格等あらゆるステージにおいて、性別に区分なく実力や成果に応じた評価を行っております。当社では、「女性育成プロジェクト」を発足させ、女性管理職の育成を推進しております。「女性育成プロジェクト」では、管理職の女性が講師となり、ディスカッション・グループワーク形式で、「チームづくりとリーダーシップ」、「人材育成」、「産育休制度の活用」等をテーマとしたカリキュラムを実施し、キャリアアップを目指す女性従業員を支援しております。 役員・従業員に占める女性の人数及び割合（2020年12月末現在） 役員（社外取締役・監査役含む）　全体数：10名、うち女性：1名、割合：10.0% 従業員　全体数：2,047名、うち女性：990名、割合：48.4% （うち、管理職）　（全体数：83名、うち女性：7名、割合：8.4%） （うち、店長・副店長）　（全体数：584名、うち女性：197名、割合：33.7%） ■仕事と育児の両立支援 【産育休の取得促進】 妊娠した従業員に対し、産育休を経験した従業員が店舗責任者を交えた三者面談を実施し、産育休取得に対する不安払拭と働き方の変化への現場理解を促すことで、産育休を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。 【育休後の復職支援】 復職した従業員の子育てを支援するため、保育料の一部を負担する「保育手当」を支給しております。また、育児時短勤務を希望する従業員に対して、「育児介護休業法」により定められる期限を超えて、子が4歳に達するまで利用可能としております。（「育児介護休業法」では子が3歳に達するまで育児時短勤務が可能） 上記取り組みに加え、店舗に復職した従業員が安心して働き続けられるよう、2018年10月に「ベルパークなでしこプロジェクト」を立ち上げ、復職した従業員だけでなく同じ職場で働く従業員の立場も踏まえたサポート策についても検討しております。 産育休の取得者・育休からの復職者・保育手当の支給対象者の人数（2020年12月末現在） 産育休の取得者　80名 育休からの復職者(2020年1月から12月)　30名 保育手当の支給対象者　31名

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
(2) コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
(3) 重要な業務執行については、取締役会に引き続き付議又は報告するものとする。
(4) 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
(5) 倫理規程及びコンプライアンス規程の遵守を当社役員及び使用人に徹底する。
(6) コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
(7) 各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関する施策の実施、相談ラインの確保等に努める。
(8) 内部監査規程に基づき、法令遵守の観点から業務監査を行う。
(9) 業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
(10) 各取締役が法令又は定款に違反する事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
(11) 必要に応じて、役員及び使用人に対する研修を実施する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに同規程に定める期間保存･管理する。

株主総会議事録	永久保存
取締役会議事録	10年間保存
幹部会議事録	10年間保存
計算書類	10年間保存
稟議書	10年間保存

(2) 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を同規程により定める。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
(2) 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
(3) 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
(4) 倫理規程の遵守を当社役員及び使用人に徹底する。
(5) コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
(6) 業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
(7) 各取締役が会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
(8) 必要に応じて役員及び使用人に対する研修を実施する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
(1) 当社の取締役会は、経営に関わる重要な事項の審議及び意思決定並びに経営全般に対する監督を行う。
(2) 当社の取締役は、取締役会が定める組織規程及び職務権限規程に基づき、所管する業務を執行する。

5．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。
(2) 当社の取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。
(3) 当社子会社の取締役は、当社子会社の社内規程に基づき、所管する業務を執行する。
(4) 当社は、経営理念及び企業行動指針に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
(5) 当社子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
(6) 必要に応じて、当社子会社の役員及び使用人に対する研修を実施する。
(7) 当社の監査部は、当社子会社に対して定期又は臨時に業務監査を行う。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会において監査役との意見交換を行い、必要に応じ、使用人を配置する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役からの独立を確保するため、監査役の指揮命令に服するものとし、その職務執行に関連して、人事評価、異動、懲戒等において不利益な扱いがなされないものとする。

8．当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとする。
(2) 監査役が必要に応じ業務執行に関する事実の報告を求めたときは、当社及び当社子会社の取締役は自ら報告し、又は使用人に報告させなければならないものとする。
(3) 当社及び当社子会社の取締役及び監査部の長は、法令若しくは定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならないものとする。
(4) 監査部の長は、監査役に対して当社及び当社子会社の内部監査結果を報告する。

9．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ上記8の報告をした当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役は監査役と定期的な意見交換の場を設け、会社運営に関する意見の交換のほか意思の疎通を図る。

⑵ 当社は、効果的な監査業務の遂行のため、監査役と監査部との連携を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

リスク管理部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力又は支援を得ることとする。また、リスク管理部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員及び使用人への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

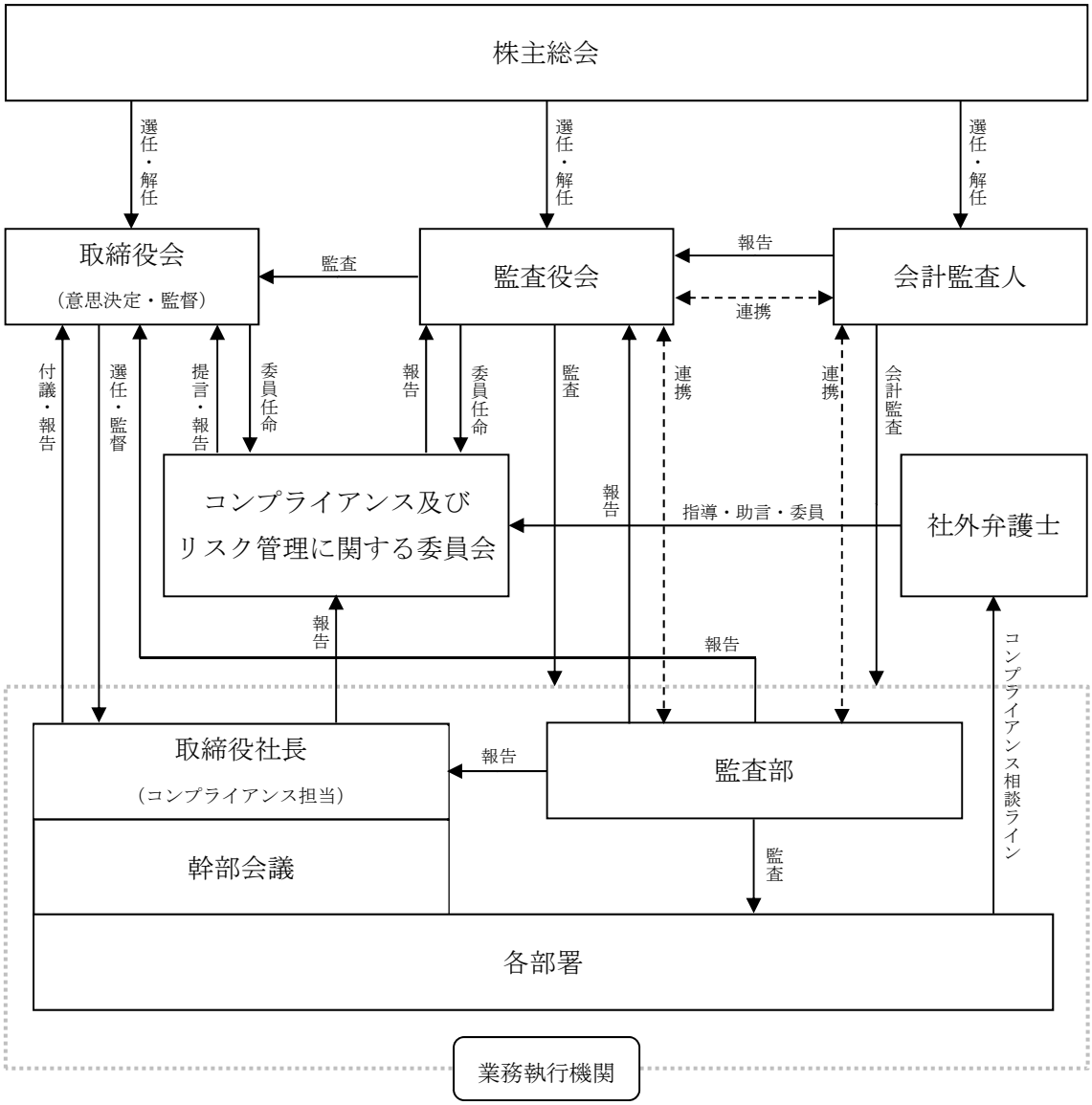
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時開示を行うために、総務及び財務・経理を担当する取締役管理本部長を情報取扱責任者と定めております。当社の会社情報は、社内幹部会議等を通じて情報取扱責任者に報告・集約され、情報取扱責任者、並びに総務部門、財務経理部門及び経営企画部門の各責任者において重要性等の検討・協議を経て、情報取扱責任者が開示を行っております。
なお、決定事実及び決算情報等については取締役会の審議・承認を経て、情報取扱責任者が開示を行っております。また、発生事実については、発生後、代表取締役に報告され、遅滞なく情報取扱責任者が開示を行っております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
（意思決定・監督）
監査
監査役会
報告
連携
会計監査人
付議・報告
選任・監督
提言・報告
委員任命
報告
委員任命
監査
連携
連携
会計監査
コンプライアンス及び
リスク管理に関する委員会
報告
指導・助言・委員
社外弁護士
報告
報告
コンプライアンス相談ライン
取締役社長
（コンプライアンス担当）
報告
監査部
幹部会議
監査
各部署
業務執行機関